

盛土等防災対策検討会設置要領

1. 設置目的

本検討会においては、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく制度の施行に向け、盛土等の安全基準のあり方等を検討することを目的として、盛土等防災対策検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

2. 組織

検討会の委員は、別紙のとおりとする。委員長は、議長として検討会の議事を総括する。

3. 検討会

委員長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者を検討会に出席させ、意見等を求めることができる。検討会については、素直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として公開しない。議事概要については、発言者を明示しない形で作成し、出席者の確認を受けた上で公開する。資料については、原則的に公開するものとする。ただし、委員長が公にすることにより支障があると認める場合は、議事概要と資料の全部又は一部を非公開とする。

4. 庶務

検討会に係る事務は、国土交通省都市局都市安全課、農林水産省農村振興局農村計画課、及び林野庁森林整備部治山課が処理する。

5. その他

以上に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。